

研究開発法人による出資等に係るガイドラインの概要

「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく研究開発法人（以下「法人」という。）による出資等（出資並びに人的及び技術的援助をいう。以下同じ。）の業務を適切に実施する観点から、出資等に係る基本的な考え方を示したものであり、内閣府及び文部科学省により作成され、平成 31 年 1 月 17 日付けで法人所管府省へ発出された。

I. 出資等の目的・趣旨

- ・ベンチャーの創出、民間企業との共同研究等の活動により法人の研究成果を社会実装化
- ・民間投資の拡大を図り、法人を中核とする知識・資金の好循環の実現

II. 出資等の業務に関する基本事項

1. 出資等の対象は以下の 3 類型

- (1) 法人発ベンチャー（成果活用事業者。出資元法人の研究開発成果を活用するベンチャー）
- (2) ベンチャーキャピタル等（ファンド含む。上記ベンチャーに対する助言、資金供給等）※1
- (3) 成果活用等支援法人（法人の研究開発成果の活用を促進する者）※1 ※2

2. 出資財産は、金銭出資（自己収入をその原資とすることが基本）及び現物出資（知的財産等を想定）

3. 出資以外の人的及び技術的援助（法人の研究者等による指導・助言、ノウハウ提供、人材紹介等）

4. 出資等の業務の実施について

- (1) 出資等の業務を進めるために必要な措置（専門性と客観性の担保目的。①～⑤は内規で規定）
 - ① 外部有識者の委員会による審議等（出資先の選定等の審議等。出資の決定責任は法人の長が負う。）
 - ② 管理者等の設置（出資業務に関する専門的な知見を有する管理者及び担当部署を設置）
 - ③ 審査項目の設定（出資先の選定に係る審査項目を予め設定。財務、ガバナンス、研究開発成果等）
 - ④ 出資後の状況把握及び対応（事業計画の進捗・経営状況の把握、委員会への報告、追加出資、人的及び技術的援助、重大な障害発生時の株式譲渡、議決権行使等）
 - ⑤ 利益相反マネジメント（利益相反に係る規程の整備、体制の整備）
 - ⑥ 民間ベンチャーキャピタル等との連携（民業補完、民間からの投資の呼び水）
- (2) ベンチャーキャピタル等及び成果活用等支援法人への出資に関する認可について
 - ・これらへの出資は法人が担うべき機能を外部機関に行わせるものであるため、主務大臣の認可及び財務大臣への協議が必要（法人発ベンチャーへの出資は認可不要）

5. 目標、計画、業務方法書において出資の方針や体制、達成すべき成果等を定める必要がある。

6. 独立行政法人通則法（密接関係法人等に対する再就職斡旋等規制に留意）、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（特定関連会社等に該当する場合の取引状況等の公表に留意）、その他会社法、金融商品取引法などの出資に係る関係規制の遵守

7. 所管府省への報告及び情報公開

- ・ 業務の適切性及び財務の健全性に係る法人及び所管府省による説明責任の履行
- ・ 法人による所管府省への出資内容、状況等についての適時・適切な報告、密な連携体制の確立
- ・ 財務諸表、事業報告書、ウェブサイトを通じた適時・適切な情報公開

※1 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第七条の二（別表第二）に基づき、ベンチャーキャピタル等及び成果活用等支援法人に出資が可能な法人は理化学研究所のみである。

※2 以下のような法人の成果の活用を促進する活動を行う法人

- ① 研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転
- ② 研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん
- ③ その他の研究開発法人の成果の活用を促進する活動（研究開発法人の有する研究開発成果等を活用できる企業とのプラットフォームの構築並びに当該プラットフォームを通じた企業への情報提供及び連携促進等）

以 上